

# 法学・政治学プログラム博士論文等作成に関する手続きについて

(令和4年4月20日法学・政治学プログラム会議報告)

(令和6年3月19日一部改正)

(令和7年12月17日一部改正)

## I. 標準修業年限(3年)における修了認定

### 1. 研究題目届の提出

学生は、主指導教員の承認を得て、1年次の以下の期日までに研究題目届を提出する。

4月入学:4月30日

10月入学:10月31日

### 2. 研究計画書の提出

学生は、主指導教員の指導により、1年次の以下の期日までに研究計画書を提出する。

4月入学:5月31日

10月入学:11月30日

### 3. 中間発表会の実施

(1) 学生は、2年次の以下の期日までに中間発表会を公開で実施する。

4月入学:8月31日

10月入学:2月28日

(2) 学生は、中間発表会実施後、論文の概要を作成し、2年次の以下の期日までに指導教員に提出する。

4月入学者:8月31日

10月入学者:2月28日

### 4. 論文概要等の審査(予備審査)及び学位請求論文の提出

(1) 学生は、修了予定年度の以下の期日までに博士論文を主指導教員に提出し、主指導教員の下承を得なければならない。

4月入学:10月20日

10月入学:4月20日

(2) 学生は、修了予定年度の以下の期日までに学位論文予備審査願、論文の概要、博士論文(草稿)を研究科長に提出し、公開による論文概要等の審査(予備審査)を受けなければならない。

4月入学:10月31日

10月入学:4月30日

(3) 学生が、論文概要等の審査(予備審査)を受けるためには、論文の概要を主指導教員へ提出するまでに博士論文を構成する研究成果をまとめ、学会等が発行する査読付きの学術雑誌に論文を投稿し、掲載(「受理済」でも可)される必要がある。

① 学会誌(国内外の学会が発行する査読付きの学術雑誌、または査読付きの国際学術雑誌を指す。)への審査付投稿論文数は1本以上とする(「受理済」を含める)。

ただし、投稿論文の本数等については、所属するプログラムが定める基準に従うこと。

- ② 投稿先として適切な学会誌がない場合のみ、指導教員グループの許可を得て、これに準ずる紀要等への投稿論文も審査付投稿論文として認める。ただし、その場合は、論文審査体制が確立されている雑誌への単著での投稿論文とし(指導教員との共著は認めない)、論文概要の提出時(予備審査の許可を受ける際)に、適切な学会誌がないことを記述した主指導教員の所見を、法学・政治学プログラムに提出すること。
  - ③ 予備審査を受けるための要件として『人間社会科学研究科紀要』に論文を投稿する場合も、上記の②が適用される。また、当該学生の指導教員グループを構成する教員は、その論文の査読委員にはなれない。
  - ④ 学会誌への投稿論文が共著の場合は、第一著者であること。著者名の記載順序に一定の規則がある場合は、必ず責任著者(当該論文の主たる執筆者を指す。)であること。なお、共著の場合は、当該論文を、他の共著者の予備審査を受けるための要件として用いることはできない。
- (4) 主指導教員は、予備審査終了後、審査結果と理由を学生に通知する。
  - (5) 予備審査において受理すべきであると認められたとき、学生は、学位論文審査願に博士論文、論文目録、論文の要旨及び履歴書等を指定された部数準備し、修了予定年度の以下の期日までに提出しなければならない。
    - 4月入学:1月6日まで
    - 10月入学:7月6日まで
  - (6) 研究科代議員会は、提出された学位請求論文が受理されたときは、直ちに審査委員会を設けるものとする。審査委員会は、博士論文の内容に関連する教員3人以上の審査委員で組織され、主査1人及び副査2人以上で構成する。副査のうち1人以上は、他の学位プログラム、他専攻又は他研究科の教員とする。

#### 4. 学位請求論文の発表

- (1) 学位審査において、論文発表会を公開で実施する。
- (2) 実施時期等について、別途定める。

#### 5. 最終試験

- (1) 審査委員会は、所定の単位を修得し(修得見込みを含む。)、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について最終試験を行う。
- (2) 最終試験は、原則として、口述試験により行う。詳細は、別途定める。
- (3) 最終試験の実施については、研究科代議員会の議を経て発表する。

#### 6. 学位請求論文の審査

審査委員会は、論文の審査及び試験を以下の期日までに終了し、研究科代議員会にその審査結果を報告しなければならない。

4月入学:2月24日まで

10月入学:8月25日まで

研究科代議員会は、投票によって合格又は不合格を決定する。

4月入学:3月

10月入学:9月

#### 7. その他

この要項に規定した提出期限は、当該期日の午後5時とする。当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

#### II. 標準修業年限以外の時期における修了認定

1. 標準修業年限以外の時期の修了認定は、各年度の9月期と3月期に行う。
2. 論文審査を行う場合の日程は、Iの日程に準ずる。
3. その他の事項については、Iの場合と同様とする。

#### III. 論文提出による博士の学位の授与申請について

1. 資格要件及び手続は広島大学学位規則人間社会科学研究科内規第9条及び第10条に基づく。
2. 学位の授与は、各年度の9月期と3月期に行う。
3. 論文の審査を行う場合の日程は、Iの日程に準ずる。
4. その他の事項については、Iの場合と同様とする。

#### IV. 研究計画書の提出から論文概要の提出までの期間、及び論文概要の提出から学位論文予備審査願までの期間は短縮することができる。